

令和元年 第5回

苓北町農業委員会総会会議録

## 令和元年第5回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和元年5月8日(水)  
午前9時30分から午前10時34分

2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室

3. 出席者  
(農業委員)

1番 荒木 義孝                      2番 小野 三幸

3番 坂西 庄三                      4番 山下 正道

5番 平井 多貴子                  6番 塚田 修彦

7番 大仁田 金次

4. 本日の欠席委員 (1名) 坂西 庄三

5. 議事日程

日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について

日程第2. 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第3. 議案第3号 農用地利用集積計画の認定について

日程第4. 議案第4号 非農地判断について

日程第5. その他

6. 総会書記(農業委員会事務局職員)

事務局長 宮崎良成 局長補佐 瀬形茂 主事 酒井俊和

7. 会議の概要

1. 開 会

開会 午前9時30分

事務局

おはようございます。定刻となりましたので、只今から令和元年第5回の農業委員会総会を開会致します。  
大仁田会長からご挨拶をお願い致します。

大仁田会長

皆さん、おはようございます。  
令和元年になりまして、皆さん新しい元号の元に期待が大きいよう  
でございます。皇居の一般参賀も前回よりも多いということで、何は  
ともあれ元号が変わっただけでは変わりませんので、私達も自分が変  
わるという個人個人的にですね、気持ちで行けばなと思っております。

農業委員会も時勢に合わせてまた活動をして行かなければなからうかということでございますので、何分よろしくお願ひ申し上げまして、簡単ではございますがあいさつに代えさせていただきます。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は坂西委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は大仁田会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願ひ致します

議 長

はい、それでは議事に入りますが、その前に本日家族経営協定の締結式がありました。家族4人で家族経営協定を結ばれまして、新しい農業を目指して行くということでございます。皆様方もいろいろご援助・ご助言をいただければと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、4番の山下委員さんと5番の平井委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の宮崎氏、瀬形氏、酒井氏を指名致します。

議 長

それでは、日程第2、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。令和元年5月8日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

今回初めての委員さんもいらっしゃいますので、農地法第5条について担当の酒井から説明致します。

農地を農地以外にすることを転用といいます。転用する場合には農地法の許可が必要となります。自己が所有する農地を転用する場合は、第4条。転用にあたり所有権等の移動がともなうものを第5条といます。自分が所有する土地を転用する場合は4条。

自分の土地以外は5条となります。基本的な申請の流れは、申請者が農業委員会へ提出。農業委員会総会可決後、意見書を附して県知事へ送付。県知事から農業委員会へ許可書の送付。農業委員会から申請者へ許可書の送付となります。

それでは、3ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町坂瀬川の畑1筆、面積は、1,095㎡です。うち468㎡は法面等で利用できないため、実際に利用できる面積は、627㎡になります。

転用の目的は、個人住宅です。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、「譲受人は、家族5人で暮らしているが、子供達が成長するにつれ現住居が手狭となったため新たに土地を探していた。申請地は生産性が低く、父が所有する土地である。また、実家も近く利便性も良いため転用申請に至った次第である。他に代替となる土地もないことから、申請地を個人住宅として転用したい。」ということです。

申請地は、4ページから6ページをご覧くださいと思いますが、町道西川内線から300mほど進んだ右側になります。審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断しております。以上でございます

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

事務局

本日は坂西委員が欠席ですので、現地調査について報告させていただきます。申請地は以前ニワトリ小屋として利用されていましたが、申請人が結婚した際に小屋の2階を住居として改造し使用していました。この度申請人の子供が大きくなり、手狭となったため、申請地に新築したいということです。2階を改造した際に転用の申請をするべきところでしたが、手続きをしておらず、始末書が添付されています。坂西委員よりよろしく願いますとのことでした。

議長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

小野委員

鶏舎の2階を改造して現在住んでいらっしゃるのですね。解体してから新築されるのですか。

事務局

1階は今、ニワトリ小屋ではなく農業用倉庫として利用されています。倉庫は残したまま、空いているスペースに新築をする計画です。

議長

他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。  
ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

議長

日程第3、議案第3号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局

はい、7ページをお開きください。日程第3、議案第3号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化促進法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により認定を求められたので附議する。令和元年5月8日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

農用地利用集積計画の認定について、担当の酒井から説明致します。

農地の貸し借りをを行う際には、町が農用地利用集積計画を定め農業委員会に協議を求めます。農業委員会では総会で可決されると町に対して認定した旨を報告します。その後、町が公告を行います。

8ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の再設定が4件ございます。

面積は田1筆 2,978㎡。畑3筆 2,500㎡、計5,478㎡です。明細は9ページに記載しています。

続きまして、利用権設定の転貸が4件ございます。

事務局

面積は田1筆 2,978㎡。畑3筆 2,500㎡、計5,478㎡です。明細は10ページに記載しています。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり認定することに致します。

議長

続きまして、日程第4、議案第4号 非農地判断について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、11ページをお開きください。日程第4、議案第4号 非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断ついて附議する。令和元年5月8日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

今回12ページ及び16ページの志岐の農地2件について個人申請があったため、平成31年4月22日大仁田会長及び事務局職員で現地調査を行っております。

位置図及び字図につきましては13ページから14ページ、17ページから18ページに図示しております。場所は志岐の安田屋釜給油所前の国道を挟んだ付近になります。調査の結果につきましては、15ページ及び19ページに記載をしております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

大仁田会長

この件については、私が担当委員となっております。先程事務局から説明がありましたが、4月22日に調査に立ち会いました。当該地については、野菜畑等として利用されていた農地であるが、長年にわたり耕作されていないため、草や木が生い茂り荒廃している。現状から、「その土地を農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難である。」ため「非農地」として取り扱うことが適当であることを確認し、調査を終了しました。2件とも隣り合わせで同じ場所で同じ状況でした。以上です。

議長

この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

平井委員

場所は、現在施設が建設されているところの近くでしょうか。法面になるんですか。

事務局

以前は畑として利用されていたようですが、国道に買収されて残地が畑として残ったようです。

平井委員

以前大きい木を伐採して農地に復元したことがありますか、それも無理ということですか。

議長

申請地は、道もないため復元は困難と思われます。

小野委員

ここは図面で見ると平地に見えますが、実際は高さがあるため作るのは難しところですね。

議長

この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

(ありません) の声あり

無いようでございますので、調査対象の2件につきまして、農地に該当しないということでございます。この判断につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので調査対象の2件の農地につきましては原案どおり農地には該当しないということに決定を致します

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。



事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 農用地利用配分計画の認可について
2. 農地等の利用の最適化に関する指針について
3. 農業委員会が実施する遊休農地解消運動（苓北分署前）の日程調整について
4. 農業者年金加入推進活動計画について
5. 意向調査の配布について
6. 湧水対策について

次回、令和元年第6回総会は、令和元年6月5日（水）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

（ありません。の声あり）

議 長

無いようでございます。  
農業委員会の議題は以上でございます。  
以上をもちまして、令和元年第5回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時34分

会 長

---

署 名 委 員

---

署 名 委 員

---